

愛知県障害者差別解消推進条例見直し検討状況について

1 ワーキンググループ検討経過

ワーキンググループ	第1回	第2回
開催日	令和3年9月10日(金)	令和3年11月29日(月)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループの設置 ・法律見直しの報告 ・条例見直しに係るヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例見直しに係るヒアリング結果 ・条例見直しの方向性

2 ワーキンググループにおける主な意見

条例の見直し定義	<ul style="list-style-type: none"> ・難病などにより、心や身体の働きに障害のある人たちについても、<u>条例の障害者の定義に入れてほしい。</u> ・<u>差別と合理的配慮について、誰が読んでもわかるものとし、してはいけない差別としなければいけない合理的配慮を提示してほしい。</u>場合によっては、裁判所に持ち込めるルートがつくられているといい。 ・<u>先進の条例を参考にして、愛知県の条例に必要なものを盛り込んでいけばよい。</u>南海トラフ地震が起きると言われて久しいが、特に避難所のバリアフリーだとか、防災に関するものが必要ではないか。 ・差別の定義だけでなく<u>事業者の定義についても大変わかりにくい。</u>非営利団体、法人格なき社団、組合や自治会も事業者になるので、そういった<u>定義づけを条例レベルにおいてすることで、解釈の基準を示せる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>条例には指針を書き、それをさらに具体的に書いていくのが対応要領であり、ある程度の抽象さは残したまま、その意図しているところを法の趣旨から理解をする</u>という、全体のピラミッド構造みたいなものの意識がまず大事だ。 ・<u>よく頑張っている自治体の標準というものを意識しながら愛知県がどこまで近づけるか</u>という意識が大事かなと思う。 ・国としては、この法律はあくまでも原則を示したので、<u>横出し、上乘せをどんどんしてほしい</u>ということです。 ・<u>事業者はこの合理的配慮の提供の義務づけが法改正で行われるということに焦点を絞っていく必要があって、すでに先行する自治体を見ていくことが重要か</u>と思っている。
相談窓口及び紛争体制	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>相談及び紛争の体制の整備については、愛知県の方で相談については受けとめて、そしてそこから、愛知労働局などの様々な関係部署に問い合わせ、解決に導いていく</u>というような体制の構築が必要ではないか。また、今の県条例では、合理的配慮については、<u>県のあっせん等の対象にはなっていない。</u><u>合理的配慮の部分についても</u>しっかり解決の道筋ができるような体制を作っていただきたい。そして、そこに専門家が必要であるため、例えば相談の機関を愛知県弁護士会に委託するなど、<u>法的な専門家に入ってもらうことも必要</u>ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談したらよいか分からない人が多い。<u>ワンストップで受け付けてくれるような独立したセンターをぜひ設けていただきたい。</u> ・<u>相談体制と紛争について、第三者性のあるセンター、もしくは委員会、そういったものを盛り込んでいくことをぜひ検討すべきである。</u>
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>窓口の方への研修を当事者団体の方が直接行っていただくことで、より実効性のあるものになると</u>感じている。 ・<u>発達障害の人たちは一人一人違うので、研修会では講演など話を聞くだけではなく、支援者の方々に対し、ぜひ様々なパターンの事例検討をお願いしたい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>合理的配慮についての研修会があってもいい。</u>中には車椅子の方や視覚障害の方への<u>体験をやっている事業者もあるが、これがもっともっと広がるように例えば、講師料や会場費などに対する補助があってもよいのではないかと</u>思う。

事例集	<ul style="list-style-type: none"> ・お金がなくとも建設的に対応を進めていくと結構やれることがあると気づくことがあるので、情報収集するだけでなく、<u>好事例、問題のある事例を示していくことが重要だ。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>障害者の方からどんな要望が出るのかということ</u>を好事例などの形で示していくというのも重要なことかと思う。 ・条例も重要ですがそれに合わせて、<u>好事例集とか、実際にどう運用するのか</u>のわかりやすいものを示していくと、事業者の方は取り組みやすいのかなと感じた。 ・事例は障害が見えるものについては非常にうまくいくのですが、精神障害など、<u>障害が見えないものについては、偏見や誤解を払拭するための啓発、例えば、障害者の実態を理解できるようなイベントを進めていくことも必要だ</u>と思う。 ・<u>具体的な内容を上げていただくと、やはり事業者も合理的配慮の内容がわかってくるのではないか</u>と思う。交流や普及活動が大きな一歩になってくる。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>合理的配慮について</u>しっかり県がバックアップをする。例えば、簡易スロープの設置だったり、文字版の設置だったり等への補助をぜひお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育面をやっていかなければ合理的配慮の提供の実現は難しい</u>と思う。どのような障害があっても、やはり小さいうちからわからないことに関して排除してしまうところがあるので、どのような障害があっても、<u>小さいころからいろいろな障害のことを知っていたら、もう少し障害者の方が生きやすくなるのかな</u>と感じた。 ・自身は、非営利団体であるが、JR、名鉄、飲食店という営利事業者のイメージにとられるのではなく、<u>非営利の方こそ、やはり理解すべきではないか</u>と改めて思った。